

# 川口市立図書館資料収集方針および選定基準

平成 30 年 4 月 1 日施行

## 第 1 趣旨

この方針は、図書館法の理念に基づき、川口市立図書館における資料の収集および選定について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 基本方針

- 1 市民の「知る自由」を保障する機関として、市民の教養・調査研究・レクリエーション等に必要資料を幅広く収集する。
- 2 「図書館の自由に関する宣言」の次の点を尊重する。
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3 市民の要求を踏まえて組織的かつ系統的に資料を収集する。また、潜在している要求や将来想定される要求も考慮する。
- 4 図書館資料として適さないものは原則として収集しない。
  - (1) 人権への配慮を欠いた資料
  - (2) 取り扱いが困難な形態の資料など、貸出や保存に適さないもの
  - (3) 個人が占有し、利用することを目的とした資料
  - (4) 著しく専門性が高い資料

## 第 3 収集資料の種類

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 地域・行政資料
- 4 視聴覚資料
- 5 障害者用資料
- 6 外国語資料
- 7 その他の資料

## 第4 資料別選定基準

### 1 図書

- (1) 中央図書館は利用実態や規模等の異なる市内の他の図書館のバックアップを視野に入れ、資料を収集する。
- (2) 改訂版、増補版および年次刊行の資料は改訂、増補等の意義が大きい場合は必要に応じて収集する。

#### ア 一般図書

- (ア) 基本図書の充実に努め、幅広い分野からバランスよく収集する。

##### a 0門（総記）

- (a) 情報科学に関する資料は、科学技術の進歩が著しいため、最新の情報に留意して収集する。
- (b) 図書館・出版・本に関する資料は積極的に収集する。
- (c) 全集・選集・叢書については主要なものを収集する。

##### b 1門（哲学・宗教）

- (a) 特定の思想や学派に偏らず、多様な観点に立つ資料を収集する。
- (b) 人生訓は類書が多く、内容が重なりやすいため留意して収集する。
- (c) 研究書、解説書だけでなく、代表的原典も収集する。

##### c 2門（歴史・地理）

- (a) 歴史関係の資料は特定の歴史観や学説に偏らないよう収集する。
- (b) 地理については新しい情報の資料を収集する。

##### d 3門（社会科学）

- (a) 社会情勢の変動と深く結びついている分野であるため、時事性や話題性に留意して収集する。
- (b) 社会科学において、多様な観点に立つ資料を収集する。
- (c) 法律関係の資料は改定に留意して収集する。
- (d) 日常生活に必要な実用書を収集する。

##### e 4門（自然科学）

- (a) 自然科学は進歩が著しい分野であるため、最新の情報に留意して収集する。
- (b) 各分野の入門書や概説書を中心に、大学の一般教養レベルの資料も留意して体系的に収集する。
- (c) 治療法、健康法については、記述の科学的信頼性に留意して収集する。

f 5門（技術）

- (a) 科学技術の進歩は著しいため、最新の情報や動向がわかるような資料を積極的に収集する。
- (b) 地場産業の鋳物については、地域行政資料との関連を考慮して収集する。
- (c) 住宅・家政学関係の資料は、関心が高く利用が多い分野であるため、更新しながら実用的なものを中心に幅広く収集する。

g 6門（産業）

- (a) 各業界、各分野の最新の情報や動向に留意して収集する。
- (b) 地場産業の植木については、地域行政資料との関連を考慮して収集する。

h 7門（芸術）

- (a) 市民の教養・趣味・娯楽に役立つ資料を、鑑賞・研究と制作・実技の両面にわたり、入門書を中心に幅広く収集する。
- (b) 流行や新しい分野に留意して収集する。
- (c) 川口市が新たな産業としてすすめている映像関係の資料を積極的に収集する。

i 8門（言語）

- (a) 日本語に関する資料は、教養・学習・実用に役立つものを幅広く収集する。
- (b) 辞典類は幅広く収集する。
- (c) 利用の多い言語の資料は幅広く収集する。
- (d) 出版点数の少ない言語については留意して収集する。
- (e) 日本語を学習する外国人やそれに携わる人のための資料を収集する。

j 9門（文学）

- (a) 著者・出版社・話題性を十分に検討したうえで収集する。
- (b) 主な賞の受賞作品および名著として長く読み継がれている作品を収集する。
- (c) 古典文学については、異なる校注・現代語訳も幅広く収集する。
- (d) 叢書・全集類、個人全集、作品・作家研究書は評価の高いものを中心に、体系的に幅広く収集する。

## イ 児童図書

- (ア) 生涯にわたる読書の基礎を作り、読書の習慣を形成していく大切な時期に、その楽しみに十分ひたれるよう、質の高い資料を収集する。
- (イ) 子どもの心の成長や学習課題解決に役立つ資料を発達段階に応じて収集する。
- (ウ) 各分野の評価の定まった資料は、多くの子どもが利用できるように複本で収集し、欠本の生じないように補充する。
- (エ) 子どもは最寄りの図書館を中心に利用するため、各図書館で基本図書が提供できるよう収集する。
- (オ) 古典・名作は原典に近いもの、昔話・伝説は再話に忠実なものを収集する。
- (カ) 紙芝居は、絵と文が調和しており、「抜く」という特性をいかしたものを収集する。

### a 絵本

- (a) 子どもがはじめて出会う本であることに十分留意し、子どもの知識を広げ、豊かな想像力を養うものを核として収集する。
- (b) 絵が物語性と芸術性を備えており、文と調和しているものを収集する。
- (c) 文章が心地よいリズムをもっているものを収集する。
- (d) 長く読み継がれている、または読み継がれていくと判断できるものを収集する。
- (e) 「赤ちゃん絵本」は、絵の色や線が赤ちゃんの発達に合っており、また読み手である大人とのコミュニケーションを深められるものを収集する。また、絵本の大きさや紙質等が赤ちゃんの利用に適したものを収集する。
- (f) 「知識の絵本」は正確な知識に基づき、用語などの使い方が正しいものを収集する。

### b 文学

- (a) 子どもの豊かな想像力を養うもの、視野を広げるものを中心に、子どもが共感できるものを収集する。
- (b) 文体が適切で、表現が対象にふさわしいものを収集する。
- (c) 幼年文学は、主人公が読み手と同化できる個性をもっており、登場人物が魅力的であるものを中心に収集する。

### c 0～8門

- (a) 知識・学習・趣味等に役立つ資料を収集する。
- (b) 情報が新しく正確な資料を収集する。
- (c) 図版・写真・イラスト等を効果的に使った資料を収集する。
- (d) 子どもの興味を呼び起こす資料を幅広く収集する。

(e) 子どもの様々な考え方やものの見方を育て、視野を広げる資料を収集する。

d 児童書研究資料

(a) 家庭で子どもに与える本を選ぶ際に参考になる資料を中心に収集する。

(b) 子どもの読書活動に携わる人や関心のある人のために、必要な資料を収集する。

ウ 青少年図書

(ア) 十代の成長や課題解決に役立つ基本図書を収集する。

(イ) 興味や関心に応える最新の知識や情報が盛り込まれている資料を幅広く収集する。

(ウ) 文章や内容が青少年の感性や読書能力にあっている資料を収集する。

2 逐次刊行物

(1) 主題や分野のバランスに配慮し、幅広く収集する。

ア 新聞

(ア) 主要な全国紙を中心に、外国語新聞、スポーツ新聞等を収集する。また、児童や青少年、視覚障害者等、それぞれの対象向けのものは必要に応じて収集する。

(イ) 地方紙、専門紙、各種団体の機関紙等は、中央図書館を主として、必要に応じて収集する。

(ウ) 縮刷版および全国紙の地方版は、デジタル資料等も考慮して収集する。

(エ) 各政党機関紙については寄贈によってのみ受け入れる。

イ 雑誌

(ア) 他の資料にはない速報性や多様性を重視し、各分野の主要な雑誌を中心にバランスよく収集する。

(イ) 暮らしを豊かにするような生活情報や趣味の雑誌などもできるだけ幅広く収集する。

(ウ) 専門誌、外国語の雑誌は、中央図書館を主として、必要に応じて収集する。

(エ) 児童・青少年向けの雑誌は、図書の収集方針に準じて収集する。

(オ) 広い分野の雑誌の収集に努める。利用頻度や所蔵状況を考慮し、市内のタイトル数増に努める。

### 3 地域・行政資料

- (1) 川口市に関する地域資料および行政資料は網羅的に収集する。
- (2) 川口市や類縁機関等で発行された刊行物を網羅的に収集する。
- (3) 川口市の産業(鋳物・植木・釣竿等)に関する資料を積極的に収集する。
- (4) 埼玉県および近隣自治体の資料についてもできる限り収集する。
- (5) 川口市出身または川口にゆかりのある人物の著作を収集する。
- (6) 一枚ものの地図は地形図・市街図等を収集する。住宅地図は川口市および近隣自治体のものを収集する。

### 4 視聴覚資料

- (1) 著作権に配慮し、評価の定まった資料を中心に収集する。

#### ア 音声資料

- (ア) 一般に評価の高いものを幅広く収集する。ジャンルにより、指揮者や演奏者等の違いに留意して収集する。
- (イ) 演芸や朗読については幅広く収集する。その他については必要に応じて収集する。

#### イ 映像資料

- (ア) 映画、記録および演芸等の評価が定まったものを中心に収集する。
- (イ) 趣味、実用については映像資料の利点を生かした、わかりやすいものを収集する。
- (ウ) 未成年者の利用に配慮し、図書館資料に適さないと思われるものは収集しない。
- (エ) 児童向け資料は、図書の収集方針に準じて収集する。映像資料の特性をいかし、児童の知的好奇心を満たすことができる多様な分野の資料を収集する。
- (オ) 図書館での個人貸出の許諾が得られているものの中から収集する。

### 5 障害者用資料

- (1) 視覚等に障害があり、そのままでは活字を読むことが困難な方のために、点字・録音図書等を収集する。
- (2) 所蔵のない点字図書・録音図書は、必要に応じて製作し収集する。

### 6 外国語資料

地域に住む外国人や語学学習者などを対象とし、各分野にわたり収集する。

### 7 その他の資料

マイクロフィルム・地図・電子資料等を必要に応じて収集する。